

## 平和安全法制への対案③（PKO 法）

### 【国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の改正】

#### ＜立法の背景・趣旨＞

平和安全法制整備法により、PKO法について、実施可能な活動や業務の追加、武器使用権限の見直し等の改正が行われた。

→ 追加された国際連携平和安全活動を実施しないこととする等のほか、所要の改正を行う必要がある。

- ① 平和安全法制整備法で追加された、(i)国際連携平和安全活動（国連の統括下でない活動類型）、(ii)安全確保業務・任務遂行型の武器使用、(iii)宿営地の共同防護の関連規定を削除する。
- ② 駆け付け警護について、国連事務総長等からの要請を必要とする等要件を限定する。
- ③ PKF 本体業務・駆け付け警護について、例外なく国会の事前承認を必要とする。
- ④ 輸送、修理・整備、保管の対象から、我が国として輸送、修理・整備、保管をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を除外する。

#### 現 行

#### 改 正 法

